

医療施設の承継及び病床過剰地域における医療施設間の病床移動について

1 目的

沖縄県は、平成 29 年 3 月に地域医療構想を策定し、将来の医療需要に対応できるように病床の機能毎の必要病床数を推計したところである。

今後は、現時点において地域で必要とされる病床数と位置づけられている基準病床制度のもと、当該構想の実現に向けて段階的かつ計画的に取り組むこととしていることから、医療施設の承継及び病床過剰地域における医療施設間の病床移動に関する沖縄県の考え方を整理することとしている。

2 取扱い方針の概要

(1) 方針策定の目的

有床診療所が有する特定病床などの移動等、病床数の変動が医療計画及び地域医療構想の達成に支障になるおそれがあることから方針を定めることとする。

(2) 医療施設の承継

病院又は有床診療所（以下「医療施設」という。）の開設者が、別の医療施設を運営する開設者からの譲渡（相続を含む）又は医療法の規定に基づく医療法人の合併及び分割により、医療施設を取得し、新たに医療施設を開設する場合を対象とする。

(3) 病床過剰地域における医療施設間の病床移動

病床過剰地域において、承継した医療施設の病床を同一医療法人等が開設する別の医療施設へ移動する場合又は開設当初から運営している医療施設の病床を当該法人が運営する医療施設へ移動する場合を対象とする。

(4) 地域医療対策会議への参加

対象となる個別事案については、開設者や医療法人等が地区地域医療対策会議に参加し、地域の関係者に対して事前に説明することとする。

3 今後の予定

方針は、沖縄県医療審議会の意見聴取を経て、沖縄県が決定する。

方針策定後は、地区地域医療対策会議で内容等の説明を行うとともに、個別事案については同方針に基づき処理することとする。

【参考：医療法】

〔都道府県知事の勧告〕

第三十条の十一 都道府県知事は、医療計画の達成の推進のため特に必要がある場合には、病院若しくは診療所を開設しようとする者又は病院若しくは診療所の開設者若しくは管理者に対し、都道府県医療審議会の意見を聴いて、病院の開設若しくは病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更又は診療所の病床の設置若しくは診療所の病床数の増加に関して勧告することができる。